

一般社団法人 日本美容外科学会 会員の懲戒に関する規程

平成 27 年 9 月 21 日制定

令和元年 10 月 2 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 8 条（除名）及び第 9 条（資格の喪失）、定款細則第 8 章「懲戒」（第 2 2 条乃至第 2 5 条）に基づく正会員およびその他の会員（以下「会員」という）の懲戒を適正に行うについて必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒の対象となる行為)

第 2 条 理事会は、次の各号に掲げる行為をなした会員を懲戒することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反する行為。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為。
- (3) 研究者あるいは医師としての社会的モラルや品位にかける行為であり、それが当法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがあると認められる行為。
- (4) 法律、政省令、条例、諸規則等の法令に違反する行為であり、それが当法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがあると認められる行為。
- (5) 反社会的行為であり、それが当法人の名誉および社会的信用に影響を及ぼすおそれがあると認められる行為。
- (6) その他、当法人の社会的信用を失墜させると認められる行為。

(懲戒の種類)

第 3 条 懲戒の種類は、以下の各号に掲げる通りとする。

- (1) 戒告 口頭にて将来を戒め、併せて戒告文書を交付する。
 - (2) 会員資格の停止 相当な期間を定めて会員としての資格を停止する。
 - (3) 除名 会員としての資格を喪失する。
2. 前項第 2 号の懲戒を受けた者は、会員資格停止の期間中についても当法人の会費を納入しなければならない。また、会員資格停止中に退会した者は、当法人に再入会することはできない。

(懲戒に関する調査及び決定)

第 4 条 理事会は、第 2 条各号のいずれかに規定する行為をした疑いのある会員の存在が判明したときは、倫理・利益相反委員会（以下「委員会」という）にその事実の有無、内容、程度、状況等を調査させなければならない。

2. 理事会は、前項の調査結果に基づき、懲戒の要否とその種類を決定する。
3. 理事会は、会員を懲戒する決定をする場合は、あらかじめ当該会員に対し懲戒となる可能性を告知したうえ弁明の機会を与えなければならない。なお、弁明の方法は、理事 2 名以上による聴聞又は書面の提出によるものとする。
4. 理事会は、前項の聴聞を委員会（理事 2 名以上を含む）に行わせることができる。
5. 聴聞は、その開催しようとする 10 日前までに、当該会員に対して、聴聞の日時・場所・聴聞する理由を記載した書面によって、通告しなければならない。

6. 聴聞の通告を受けた会員が出頭拒否その他の理由で聴聞に応じないときは、理事会は聴聞をせずに懲戒することができる。
7. 第3条第1項第2号の資格停止期間は、理事会で決定する。
8. 第3条第1項第3号の除名は、理事会において理事の過半数が出席し、その3分の2以上にあたる多数をもって決定する。

(勧告)

- 第5条 理事会は、第4条第1項により委員会の調査の対象となった会員に対し、懲戒に関する理事会の決定がなされるまでの間、会員活動の自粛等を勧告することができる。
2. 理事会は、会員に第3条第1項第2号の会員資格停止の懲戒を行う場合は、会員が前項の勧告に従った期間を勘案することができる。

(規格外の事項)

- 第6条 個別の懲戒事案の処理に関し本規程に定めのない事項については、理事会において決定する。但し、緊急を要する場合は理事長及び委員会委員長の協議によって対応することができ、この場合は事後に理事長は理事会に対してその対応の理由と結果を報告する。

(規程の改廃)

- 第7条 この規程の改廃は、理事会にて行う。

附則

1. 本規程は、平成27年9月21日より施行する。
2. 令和元年10月2日改正の本規程は、同日より施行する。